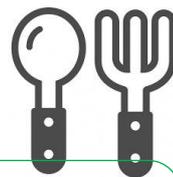


# 令和7年度 募集案内



## 食堂はぐくみ活動支援事業補助金



### 事業趣旨

奈良県は、「こども食堂」が実施する、こどもへの食事提供だけでなく、親子が食事や交流を通して地域の人とつながる居場所を提供するこどものはぐくみ活動を支援するため、補助対象期間で参加者の利用料を無料にする「こども食堂」に対し、必要経費を補助します。

### 補助対象団体（補助金を受けられる団体）

奈良県内で「こども食堂」を運営し、次に掲げる要件を満たす団体（営利団体を除く。）とします。

- ① 本事業の実施における団体名及び代表者が定められていること。
- ② 定款、規約、会則など団体の組織・運営に関する規則又はこれに準ずるものを定め、予算経理を明らかにしていること。
- ③ 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
- ④ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。代表者が定められ、事業運営を適切に行うことができる団体であること。

### 補助事業実施要件（補助の対象となる取組）

次に掲げる要件の全てに該当することとします。

- ① 地域のこどもや保護者が広く参加できる「こども食堂」を定期的実施すること。
- ② 「こども食堂」が、補助対象期間中において、次のいずれかの取組を行うこと。  
ア こども・保護者への食事提供や、こどもが調理を楽しむ機会の提供  
イ 季節毎の行事の開催
- ③ 補助対象期間において②の取組を行う際には、全ての参加者の利用料を無料にすること。
- ④ 集合型で「こども食堂」を開催する際は、食事の提供だけでなく、参加者が配膳等の手伝いを行う、食育等の学習、宿題を教える自主学習、参加者同士がコミュニケーションを図る遊び等の取組を可能な限り実施することにより、地域の人達と安心して過ごすことのできる「居場所」の機能を提供すること。
- ⑤ デリバリーやテイクアウトにより「こども食堂」を開催する場合は、食事の提供だけでなく、必要に応じて参加者の様子を確認するなどの見守り活動を行うこと。
- ⑥ 実施団体関係者等特定の者のみを対象とした運営ではなく、こどもや保護者が広く参加できるよう広報活動を行うこと。
- ⑦ 団体が自ら調理した食事等を提供する場合は、食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等とみなすことができる者を少なくとも1名配置するなど、食品衛生法（昭和22年法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営に努めること。
- ⑧ 周囲の環境等に配慮すること。また、傷害保険に加入するなど食中毒等の安全の確保を十分に図ること。

### 補助対象経費

ア こども・保護者への食事提供や、こどもが調理を楽しむ機会の提供に必要な経費

イ 季節毎の行事の開催に必要な経費

【経費内訳】

- ・ 食材費（弁当購入費、食材、調味料等）※上記アのみ対象
- ・ 使用料及び賃借料（会場使用料、調理器具等のレンタル料等）
- ・ 消耗品費（チラシ印刷代、台所用品、食器類、調理器具等）
- ・ 報償費及び旅費（ボランティアへの謝金及び交通費（謝金は1人1回活動分当たり上限1万円、交通費は1人1回活動分当たり上限3万円まで））
- ・ 保険料（傷害保険等）



※ 7 は、食事の提供や調理の機会の提供を伴う活動が対象となります。

※ 1 は、食事の提供等を伴わない行事の開催等が対象となります。そのため対象経費に食材費は含まれていません。



※ 補助対象経費は、食事に関係するものに限らず、学習、遊びに使う道具（例：筆記用具、本、トランプ、オセロ等）やこども食堂の運営にかかる経費（事務用品、掃除道具）の購入経費も対象となります。ただし、こども食堂の活動でのみ使用するものに限ります。

## 補助対象期間

第1次募集 交付申請年度の4月当初以降の交付決定日から1月末日（※）

第2次募集 交付申請年度の2月当初以降の交付決定日から3月末日（予算額の上限に達した場合は募集しません）

○上記期間中に実施し、かつ、完了する事業であることが必要です。

○第1次募集と第2次募集両方申請可能です。ただし、双方の間の経費の融通はできません。

（※）4月分～5月分を申請する場合は、事前着手届が必要です。

## 補助金額

1団体につき、補助対象期間(月単位、第1次募集上限10か月、第2次募集上限2か月)に月額上限6万円を乗じて得た額を限度とします。(全ての期間を申請いただいた場合、最大72万円まで) ただし、他の補助金等で申請している経費は申請しないでください。

## 募集期限

第1次募集×切：令和7年5月23日（金）必着 ※先着順

第2次募集×切：令和8年1月16日（金）予定 必着



持参の場合は、平日9～12時、13～17時（土日祝、年末年始及び12時～13時を除く）の受付です。

※様式以外の添付書類で、メールへの添付が難しい場合は郵送や持込でも受付可能ですが、期限必着です。

※募集期限を過ぎた場合は、受付できません。

**【注意①】 先着順につき、募集期間内であっても、申請額が予算額に達した場合は、早期に受付を終了することがあります。**

**【注意②】 申請額が予算額に達した場合は、交付決定額を調整する場合や第2次募集を行わない場合があります。**

## 応募方法

○奈良県こども家庭課のホームページから募集要領等を確認のうえ、申請書類をダウンロードしていただき、ファイル形式は変えずに必ずメールで提出してください。メール送信後、必ず到着確認のお電話をお願いします。

○メールでの提出が難しい書類については、郵送・持参での申請も受け付けます。ただし、特に郵送の場合は、締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。

○申請について、相談がある場合はお早めにご連絡ください。

## 問い合わせ先・応募先

奈良県 地域創造部 こども・女性局 こども家庭課 家庭福祉係（〒630-8501 奈良市登大路町30）

e-mail：[kodomo@office.pref.nara.lg.jp](mailto:kodomo@office.pref.nara.lg.jp) TEL:0742-27-8678 FAX:0742-27-8107